二　第一条中地方税法施行規則第二条の三第二項第九号、第二条の三の五から第二条の三の七まで及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第四項の規定　令和九年一月一日
三　第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十第一項及び第二項の改正規定　令和九年五月一日
四　第一条中地方税法施行規則附則第三条の二の二第五項の改正規定　令和九年九月一日
五　第一条中地方税法施行規則附則第十三条の三の改正規定（同条第二項から第四項までに係る部分及び同条第十一項中「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十五項」を「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項」に改める部分を除く。）並びに同令附則第十三条の四第三項及び第二十二条の二第五項の改正規定　令和十年一月一日
六　第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十五の次に二条を加える改正規定　令和十年四月一日
七　第一条中地方税法施行規則第二十四条の六の二の改正規定　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日
八　第一条中地方税法施行規則第三条の二の二第一項、第四条の三の二第一項及び第十条の二の七第一項の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。附則第四条並びに第五条第七項及び第八項において「改正法」という。）第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間に係るこれらの規定による指定を受けようとする第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下この条、次条及び附則第五条において「新規則」という。）第一条の十五の二に規定する都道府県等は、同日前においても、同条、新規則第一条の十六第一項、第一条の十七及び第一条の十七の二の規定の例により、新規則第一条の十五の二に規定する申出書等を提出するものとする。

2　新規則第一号の三様式及び第三号様式別表裏面は、令和八年度分以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3　市町村は、前項の規定にかかわらず、令和八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税については、第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次条第四項、附則第四条から第六条までにおいて「旧規則」という。）第一号の三様式及び第三号様式別表裏面によることができる。

4　新規則第十七号の二様式別表は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第三条　新規則第十六号の十様式は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に地方税法（以下この条から附則第五条までにおいて「法」という。）第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税に係る法第百四十四条の十四第二項の納入申告書について適用し、施行日前に法第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税に係る法第百四十四条の十四第二項の納入申告書については、なお従前の例による。

2　新規則第十六号の十二様式は、施行日以後に法第百四十四条の二第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは法第百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が法第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税に係る法第百四十四条の十八第二項の申告書については、なお従前の例による。

3　新規則第十六号の十四様式は、施行日以後に法第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税に係る法第百四十四条の三十第一項の申請に用いる申請書について適用し、施行日前に法第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税に係る法第百四十四条の三十第一項の規定の申請に用いる申請書については、なお従前の例による。

4　この省令の施行の際現にある旧規則第十六号の十様式、第十六号の十二様式、第十六号の十四様式、第十六号の十六の三様式又は第十六号の三十の三様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ新規則第十六号の十様式、第十六号の十二様式、第十六号の十四様式、第十六号の十六の三様式又は第十六号の三十の三様式によるものとみなす。

5　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（自動車税に関する経過措置）

第四条　令和八年度以後の各年度において、都道府県が改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割について地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号。以下この条において「改正令」という。）附則第四条第一項本文の規定により市町村（特別区を含む。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に交付すべき額（以下この条において「交付額」という。）を交付した後又は改正令附則第四条第二項第一号の規定により市町村に返還すべき額（以下この条において「返還額」という。）を通知した後において、交付額又は返還額の算定に錯誤があったため、交付額又は返還額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第九条の十五の規定は適用せず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　交付額を増加し、又は返還額を減少する必要が生じた場合　当該錯誤に係る額（第三項及び第五項において「過少交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額に加算し、又は返還額から減額するものとする。

二　交付額を減少し、又は返還額を増加する必要が生じた場合　当該錯誤に係る額（第四項及び第五項において「過大交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額から減額し、又は返還額に加算するものとする。